

開発協力適正会議 第48回会議録

令和元年12月17日（火）

外務省 8階893会議室

《議題》

1 報告事項

- (1) 「ODA 評価年次報告 2019」について
- (2) JICA 環境社会配慮ガイドラインの見直しについて

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) ミャンマー「経済社会開発計画」(ミャンマー警察支援計画) (無償)
- (2) ウズベキスタン「ヌクス教育病院医療サービス改善計画準備調査」
(無償)
- (3) ジブチ「海上保安能力向上計画準備調査」 (無償)

2 事務局からの連絡

午後 2 時 5 9 分開会

- 小川座長 それでは、お時間になりましたので、第 4 8 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきますと思います。

1 報告事項

(1) 「ODA 評価年次報告 2019」について

- 小川座長 まず、報告事項が 2 件ありますが、1 件目の「『ODA 評価年次報告 2019』について」、外務省の説明者から御報告をお願いしたいと思います。
- 村岡外務省 ODA 評価室長 ありがとうございます。大臣官房 ODA 評価室の村岡でございます。お手元に色刷りの小冊子を用意させていただいておりますので、これに併せて御報告させていただきます。「ODA 評価年次報告 2019」というもので、毎年 ODA 評価室が行った ODA 評価の結果をまとめて報告するものでございます。ODA 評価の全体像をこれによってお示しするとともに、外務省が行っている第三者評価、その結果に対するさまざまなフォローアップ、提言に対する対応策等を公開することで、国民の皆様への説明責任を果たし、あわせて ODA の管理・改善に役立てようという試みでございます。
- これまで、これは印刷して毎年出していましたが、昨年より簡素化、わかりやすさを目指すため、ウェブ版が基本になっております。皆様のお手元にあるのは便宜的に本日の説明のために印刷させていただいたものですが、ウェブ版ではウェブブックの形で、リンクもたくさん用いておりますので、できるだけ利用者の利便性を高める形でホームページでの公開を原則としています。
- 主な内容でございますが、冒頭、1～2 ページが ODA 評価全体の仕組みの概要説明になります。3 ページ目が昨年度にかけて行われた第三者評価の概要です。第三者評価の結果概要につきましては、今年 6 月に本会議で詳細に御説明させていただいておりますので本日は省略させていただきます。5 ページ以降が第三者評価によって導かれた様々な提言に対する外務省としての対応策について、これは提言を受けて省内でフォローアップ会議を行っているのですが、その提言の結果をまとめたものです。また、後半にはそれぞれ個別の評価結果についても簡単な概要を説明しています。さらに、ここからウェブで飛ぶと報告書本体に飛べるという仕掛けになっています。その他、外務省の第三者評価のみならず、各省や JICA のやっている ODA 評価というものの紹介が 14 ページ以降になります。こちらと併せてご覧いただくことで、ODA 評価全体の仕組み・流れを総覧できるような仕掛けとなっています。

それから、17ページが一昨年度に行われた評価、その結果得られた提言を外務省として1年後、どのようにフォローアップしたかということが17ページ以降に各案件ごとに書かれています。

最後に、24ページ以降、特別インタビュー企画として、本会議でも御指摘いただいた、外交の視点からの評価の充実・拡充に向けた取り組みについて、この2年間、ODA評価室で取り組んできたものを有識者の先生方の目から見た、批判的なコメントも含めて、議論していただいております、ちょっと読み物風に工夫してみたものです。

- 以上が本報告書の全体のたてつけです。ウェブ版ということで、本会議の御報告を受けてホームページに載せる作業に今取り組んでおりまして、実際にホームページに載るのは来年1月のしかるべきタイミングになりますが、本日は2019年最後の会議ということもあり、この場をお借りして事前に御報告させていただきます。

(2) JICA 環境社会配慮ガイドラインの見直しについて

- 小川座長 続けて2番目の報告事項も御報告いただきます。「JICA環境社会配慮ガイドラインの見直しについて」、JICAの説明者から御報告をお願いいたします。
- 折田JICA企画部参事役 ありがとうございます。JICA企画部の折田でございます。よろしくお願いたします。JICA環境社会配慮ガイドラインの見直しについて御報告させていただきます。
- JICAは、本ガイドラインを指針として業務運営を行う旨中期計画等に規定されていますが、これは2010年4月に施行しており、その施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う、それらの結果、必要に応じてガイドラインの改定を行うと規定されています。1. 現状の(2)で、ODA大綱やSDGs、一番大きいものとしましては、2018年10月に世銀のセーフガード政策の改定版が出され、JICAのガイドラインは世銀の政策に乖離がないということで定めており、この導入も勘案しながら、色々な取り巻く環境の変化を受け、その改定を検討しています。また、ガイドラインには異議申立制度が付随していますが、この要綱についてもガイドラインの見直しに併せて検討することになっています。こちらの異議申立手続要綱、環境社会配慮ガイドラインについては全てホームページ等でご覧いただけます。
- 改定に向けた作業ですが、第一段階としては、昨年2月から現在にいたるまで、過去10年間の環境社会配慮ガイドラインの運用状況について、25人の助言委員の先生方の助言をいただきながらレビュー調査を行いました。先般、10月から11月にかけてパブリックコメントの募集を行い、いただいたコメントに対する回答をお返しして、10年間のレビュー調査の報告書を公開することになっています。近く、この第

二段階に入る予定で、レビューの結果に基づいて、引き続き助言委員の先生方に「包括的な検討」を行っていただく、その背景やプロ・コンを含めて深掘りをしていただくことをお願いする予定です。

続きまして、第三段階、ガイドラインの具体的な改定作業ですが、来年の5月頃からスタートする想定です。こちらには、ガイドライン改定に係る諮問委員会を設置します。NGOの方、学識経験者の方、政府関係者、業界団体の方々から委員を選出の上、多様な切り口で各種助言をいただき、ガイドライン改定案について進めていきたい、諮問していただきたいと考えています。

- メンバーにつきましては、ここに記載していますように、各4名ずつで現行の助言委員の先生方にも入っていただきたいと思っております。次の2ページですが、併せて異議申立手続要綱も検討していくこととなります。

- 小島 JICA 審査部環境社会配慮監理課課長 引き続きまして、JICA 審査部の小島から、環境ガイドライン改定における主な論点を説明します。2ページ目の①から⑧まで振ってあるところをご覧ください。各項目、非常に簡単に説明しますが、まず①で新たな理念、気候変動への対応ということで項目を1つ設けています。先ほど説明がありましたとおり、開発協力大綱あるいはSDGsなどの考え方も踏まえてガイドラインの理念に含め込むという議論です。②については、ガイドラインの適用対象事業、情報公開、審査方法のあり方として、その矢羽根に4つ挙がっているものが議論になるかと考えております。③については、参照する国際基準ですが先ほど説明ありましたとおり、世銀でセーフガードポリシーを改定しましたので、それをどう踏まえるか、④は、JICAと途上国政府で案件を作っていく際に、代替案をどう検討していくか、⑤は、検討項目として、人権、あるいはステークホルダーの関与をどう得ていくか、⑥は、労働、汚染管理、コミュニティーなどの項目をどう確認していくが、⑦は、自然生息地のリスク管理手法をどうするかというところ、⑧は、先般、世銀のセーフガードポリシーにおいて「Free, Prior, and Informed Consent」となって、Cのところの言葉が変わっております。これをどう理解するかを今後議論して、その上で先ほど説明がありました諮問委員会に諮問していただくこととなります。

いずれにしても、環境社会配慮助言委員会の皆さんときちんと議論して、いい方向に持っていければと考えています。

- 折田 JICA 企画部参事役 これから長いプロセスで改定作業を行っていきますが、丁寧に、真摯に先生方の御意見を頂戴しながら進めてまいります。御報告は以上です。
- 小川座長 どうもありがとうございました。ただいまの2件の報告事項について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。高橋委員、お願いします。

- 高橋委員 2点目のJICAのガイドラインの改定について質問させてください。実は、私も前回とその前回と、2回とも改定委員のメンバーをさせていただき非常にクオリティーのある良いガイドラインをつくってきたと思っており、今回、それをレビューした上で、また更に良くしていこうということだと思います。質の良いガイドラインをつくれた背景には、やはりきちんとした丁寧な議論のプロセスがあったからだと思います。その意味で、議論のモダリティーといえますか、進め方に関しては、前回のやり方を踏襲する、もしくはそれ以上、より丁寧にやっていくお考えかどうかを確認させていただきたいです。

2つ目は、適正会議は直接これに関与するものではないと思いますが、やはり適正会議の中でも環境ガイドラインのあり方は非常に大きな役割、影響を持っていますので、逐次、そんなに頻繁ではなくて結構ですが、時々、中間報告のような形で御報告いただけるような可能性はあるのか教えていただければと思います。

- 折田JICA企画部参事役 ありがとうございます。1点目ですが、前回、たくさんの議論を積み重ねていいものができたとお言葉、ありがとうございます。引き続き今回も、まさに10年前のプロセスをしっかり踏襲しながら、そして改善できるところは改善するつもりで、それ以上に丁寧にやっていきたいと存じますので、よろしく願いいたします。2点目ですが、御説明につきましては、この環境社会配慮ガイドライン自体で、そのところどころでパブリックに問う場面や委員の先生方からも、広い業界の方々から御意見をいただくタイミングを想定しておりますので、この適正会議での御報告は最終局面でと今のところ想定しておりましたが、状況に応じて検討していきたいと思っております。

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

(1)ミャンマー「経済社会開発計画」(ミャンマー警察支援計画) (無償)

- 小川座長 続きまして、「プロジェクト型の新規採択調査案件」についての議論を始めます。本日、事務局から提示されました新規採択案件であります、ミャンマー、ウズベキスタン、ジブチの3件を扱います。進め方として、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただき、その後、議論を行います。それでは、早速ですが、最初の案件であるミャンマー「経済社会開発計画」(ミャンマー警察支援計画)について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 渡邊外務省国別開発協力第一課長 外務省国別開発協力第一課長の渡邊と申します。対ミャンマー無償資金協力案件、経済社会開発計画について御説明させていただきます。まず初めに、事業概要でございます。ミャンマーは、中国とインドの間に位置する地政学的に重要な国であり、我が国は二国間、国際場裏、アジア地域内における同国との協力関係を強化してきております。2016年11月、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問との会談において、安倍総理から、同国の民主化の定着、国民和解、経済発展を官民挙げて全面的に支援することを約束した「日ミャンマー協力プログラム」を発表し、日本は官民合わせて2016年度から5年間で8000億円規模の貢献を行う旨を表明しました。本計画は、我が国の対ミャンマー支援の基本方針である「国民の生活向上のための支援」及び「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」に合致するものです。ミャンマーは、その地政学的状況から、テロ、違法薬物取引及び人身売買等の越境犯罪の拠点あるいは中継地としてのリスクが年々高まっております。そのため、警察機関の様々な分野での能力強化が喫緊の課題となっております。ミャンマー政府が民主化及び公務員改革を進める中、我が国はこれまで警察による適正な法執行能力の強化を支援してまいりました。
- これに加え、本計画はミャンマー警察に対し新たに要人警護用の車両及び無線機を供与することにより、同国警察の治安対策能力を強化し、社会の安定化を図り、もって同国の経済社会開発に寄与するものです。ミャンマー警察の装備品は、同国の財源では20年以上にわたり買い替えられておらず、近代化が著しく遅れているために、効果的な治安対策活動の妨げとなっております。とりわけ警察車両には、過去に日本中古車両を解体し、ミャンマー国産車として再製造された粗悪な車両や故障が多く使用できない車両もあります。また、無線機も、盗聴が容易な旧式モデルが使用されており、必要な業務に支障を来しています。かかる状況を受け、今般、ミャンマー政府から我が国に対して支援要請があったものです。
- まず、西田委員から、「外務省のHPでは、ミャンマーに対する国別開発協力方針・事業展開計画が見当たりません。2012年から本格的な支援が再開され「対ミャンマー経済協力方針」のもと、数多くのプロジェクトが実施されてきていると承知しておりますが、支援の骨格となる国別開発協力方針がないのはなぜでしょうか」という質問をいただいております。
- 2003年5月にアウン・サン・スー・チー女史がミャンマー政府によって拘束されて以降の状況に鑑み、我が国は新規の経済協力案件については基本的に実施を見合わせた上で、例外的に緊急性が高く、真に人道的な案件などについてはミャンマーの政治情勢を注意深く見守りつつ、案件内容を個別に慎重に吟味した上で、順次実施することとしてきました。その後、2011年3月以降、民主化・国民和解のさらなる進展を受け、2012年4月21日に3つの柱、1つ目は「国民の生活向上のための支

援」、2つ目は「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」、3つ目は「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を中心に幅広い支援を実施することとしました。その5年後の2016年4月の新政権発足を受けて、2016年11月に実施された安倍総理とアウン・サン・スー・チー国家最高顧問との会談の際に「日ミャンマー協力プログラム」を発表して、これを踏まえて、現在まで支援を実施してきています。このように、我が国の対ミャンマー支援は、政治情勢の変化が比較的大きかったため、それに伴い協力量針の変更も必要であったこともあり、その政治情勢の変化に応じてその都度支援方針を策定してきた経緯がございます。5年に1度の頻度で見直しを行う国別開発協力量針については、現在、2016年11月に発表しました「日ミャンマー協力プログラム」をベースにして策定の準備を行っているところです。

- 続きまして、道傳委員から「設備や装備面での能力強化も重要である一方、人材育成の観点からの能力強化も欠かせない。当該案件は人材育成についてはどのような位置づけでしょうか」という質問がございました。

これに関しましては、これまでミャンマー警察への支援としましては人材育成を中心に行ってきました。具体的には、JICAが2017年より国家の和平と安全の維持、法の支配の強化、薬物犯罪の防止、国民の公共福祉への貢献のための人的及び組織的能力を強化する目的で、警察幹部を対象に研修を実施してまいりました。このほか、犯罪鑑識、地域警察、サイバー犯罪対処能力向上、薬物犯罪取締り、国際テロ対策、警察幹部組織運営、交通警察行政等の専門分野での課題別研修にミャンマー警察の参加を得る形での人材育成支援も行ってきました。今般、要人警護用の車両及び無線機を供与することにより、こういった人材育成支援との相乗効果を期待しています。

- 続きまして、田辺委員、西田委員、高橋委員からの質問ですが、「民主化以降のミャンマー警察を対象とした案件へのODA供与実績を教えてください。日本政府による同国治安セクター支援プログラムの全体概要、認識している課題、今回の案件の位置づけをお知らせください。設備の近代化のおくれにより、車両故障が多く、盗聴されやすいということ以外に、どのような問題に直面しているのか」という質問です。我が国によるミャンマー警察への機材供与は今回が初めてです。前述のとおり、我が国は民主化以降、ミャンマー警察にはJICAの研修を通じた人材育成を一貫して実施してきています。具体的には、国別研修では計28名、課題別研修では計20名以上を対象として、前述した専門分野でそれぞれ人材育成の研修を実施してきています。課題ですが、これまでの我が国の人材育成支援を通じて、装備品の不足及び老朽化についても効果的な治安対策実施のネックとなっていることが明らかになってきたと認識されています。このため、今後も引き続き人材育成は実施していきませんが、課題となっている装備品の拡充も行うこととしたのが本支援の位置づけです。装備品の老朽化以外の問題としては、民主化以降、要人往来が急増していますので、装備品のニー

ズがこれまで以上に高まってきており装備品の拡充が喫緊の課題としてあります。

- 田辺委員から「ティラワSEZ事業でも警察による住民への人権侵害が指摘されています。さらなる人権侵害を回避するためには、ミャンマー警察の能力強化の前に、人権侵害防止策の徹底が必要ではないか」とのご質問がございました。前述のとおり、我が国は民主化以降、ミャンマー警察にはJICAの研修を通じた人材育成を一貫して実施してきており、研修には、民主国家における警察のあり方、具体的な取り組み、とりわけ人権配慮の重要性について学ぶプログラムが含まれており、人権配慮の重要性に配慮した人材育成を行ってきております。本支援は、これまで我が国が実施してきました人材育成支援の中で、効果的な治安対策を実施するためには課題としてそういった装備が必要であるということが特定されたために実施することとしたものであり、人材育成支援と同様に、引き続き人権に配慮して実施していく考えです。
- 続きまして、道傳委員から「20年余りにわたって買い換えが行われていなかったということですが、ミャンマー警察の装備品の能力強化については、今般、どのような経緯で要望が伝えられてきたのでしょうか」という質問がございました。前述のとおり、ミャンマー警察の直面する装備品の近代化の課題については、我が国の人材育成プログラムを通じて我が国政府としても問題点といたしますが、装備の近代化のおくれが認識されてきたところで、本支援につきましては、装備品の近代化の課題に対応すべく、ミャンマー政府自身が特定したニーズに基づきまして、現地の日本大使館を通じて我が国に対して支援要請を行ってきたものです。
- 続きまして、岩城委員、西田委員から「想定される供与機材の規模（車両台数等）、警護の対象となる要人のレベルにつき御教示いただきたい。今回の支援により、ミャンマー警察が必要とする装備全体のどれほどをカバーすることができるのか」という質問でございます。本支援で予定する車両数は8台で、警護対象となる要人のレベルとしては、ミャンマー政府の規定にのっとり原則閣僚以上となっています。ミャンマー政府の保有する装備全体の情報といたしますのは保秘の観点から明らかにされておりませんが、今般供与する台数8台によりまして要人警護のオペレーションで必要とされる最低限のニーズが満たされることはミャンマー政府に確認しています。
- 続きまして、田辺委員からの「現在のミャンマー警察の要人警護用車両の使用年数や故障件数を伺いたい」という質問でございます。これに関しましては、現在のミャンマー警察の治安対策能力に係る情報になりますので、日本政府としてこれをお答えすることは差し控えさせていただきますと思います。
- 続きまして、田辺委員から「現在のミャンマー警察の要人警護用車両において、日本の中古車を解体して再製造したものは含まれているのか」という質問でございます。これに関しましては、現在のミャンマー警察の治安対策能力に係る情報になりますので、日本政府としてお答えすることは差し控えたいと思います。
- 続きまして、西田委員から「案件概要書には、他機関との連携・役割分担についての

記述がありません。その理由と、他機関が治安セクターで行っている支援の概要につきお知らせください」という質問でした。現時点で本件の実施に当たっては、他国機関との具体的な形での連携・役割分担は想定されておらず記述していません。なお、我々が聞いたところでは、オーストラリアが越境犯罪対策の分野で、また、EUが群衆管理を含む地域警察の分野でそれぞれ研修を含む人材育成を実施しているほか、中国が監視カメラ及び信号機等を含む交通管制システムの機材供与の支援を実施していると承知しています。

- 続きまして、西田委員、高橋委員から「要人警護用の車両及び無線機の供与が、同国警察の治安対策向上、社会の安定化にどのように役立つのですか。そのロジックについて教えてください」という質問がございました。お答えとしては、要人に危害が及ぶことがあれば、国全体の治安の不安定化につながるおそれがあります。要人警護は治安対策に必要不可欠と考えられます。そのため、今般、装備品が不足するミャンマー警察に対し、要人警護用の車両及び無線機を供与することで治安対策活動の効果的・効率的な実施を支援し、もって社会の安定化に資するものと考えています。
- 小川座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明者からの説明について、追加で御意見、御質問があれば御発言をお願いします。西田委員、お願いします。
- 西田委員 御説明ありがとうございました。今回、警察への装備品の供与は初めてというお話であったかと思えます。これまで人材育成を中心にやってこられた、それで、今後のパイプラインといいますか、装備品提供において、治安分野において、どのような支援ないし案件を検討されているかがあれば教えていただけますか。
- 渡邊国別開発協力第一課長 現時点で決まっているものはございません。今後、どのような装備が必要なのか、ミャンマー警察等と協議しつつ検討してまいる考えです。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(2)ウズベキスタン「ヌクス教育病院医療サービス改善計画準備調査」(無償)

- 小川座長 続きまして、2番目の案件、ウズベキスタン「ヌクス教育病院医療サービス改善計画準備調査」、プロジェクト形成(無償)について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。
- 植田外務省国別開発協力第二課首席事務官 続きまして、ウズベキスタンの案件について御説明いたします。本件は、ウズベキスタンのカラカルパクスタン自治共和国に

において、医療サービス提供、人材育成の拠点となるヌクス教育病院に対して医療機材等を整備するための無償資金協力事業のための協力準備調査です。2016年に就任したミルジヨーエフ大統領は、地方と都市の格差是正を重視しています。特にカラカルパクスタンはアラル海周辺地域に位置しており、2019年5月の「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合において、「各国代表は環境・気候面、社会・経済面及び人道面での影響に関するアラル海の危機が現代における最大の環境上の災害の一つであり、地域の持続可能な開発及び地域住民の健康と将来に直接の影響をもたらしているとの認識で一致」しており「人間の安全保障」の観点から生命・生活に対する脅威への対応が必要となっています。こうした各国外相とのマルチの会合の場での議論を受け、日本の具体的な支援を着実に実施し、二国間関係の強化に寄与することが我が国にとって外交的に重要性が高いと考えています。

- 続きまして、委員の皆様からの御質問に対して回答を申し上げます。まず、西田委員と道傳委員からいただきました「自由で開かれたインド太平洋構想（FOIP）」におけるウズベキスタンを含む中央アジアの位置づけという点です。

中央アジア地域には、周囲に中国やロシアといった大国が存在するとともに、アフガニスタンと国境を接するタジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンがあり、テロ、暴力的過激主義、麻薬の不法取引や周辺国の影響による治安の悪化、政情不安といった共通のリスクにさらされています。こうした状況におきまして、中央アジアの安定と繁栄を支援していくことは、同地域ひいてはユーラシア地域全体の安定にとって極めて重要であると考えます。特にウズベキスタンは中央アジアで最大の人口を抱えており、アフガニスタン由来のテロ、暴力的過激主義や不法薬物の拡散を防ぐ上でも地理的に重要な国です。我が国は、2004年から「中央アジア+日本」対話を立ち上げ、中央アジア諸国の「開かれ、安定し、自立した発展」を支えるとともに、共通の課題に各国が協力して取り組めるよう中央アジア諸国間の対話・協力を後押ししてきております。ウズベキスタンをはじめとする中央アジア地域が経済的繁栄を通じて政治的な安定を確保し、テロや暴力的過激主義の温床とならないようにすることは法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化につながりまして、国際社会の安定と繁栄を支えるものと考えております。これは自由で開かれたインド太平洋の概念にも通ずるものです。

- 続いて、西田委員から資源エネルギー外交の観点からはどのように戦略的に援助を活用しているのかとの御質問をいただきました。

世界の資源エネルギー情勢が大きく変化する中、資源の乏しい日本にとりまして、資源の安定供給を確保することは引き続き非常に重要です。そのため、世界の資源をめぐる諸問題に積極的に貢献すると同時に、資源国との関係も強化していくことが重要です。ウズベキスタンは天然ガス、ウラン、レアアースなどの天然資源に恵まれており、ウズベキスタンへのODAによる支援は同国の経済成長や社会的安定につながり、

ひいては我が国の資源確保に資することが期待されます。

このような開発協力の意義も踏まえ、ウズベキスタンでは経済成長の促進と格差の是正を掲げ、経済インフラの整備や人材育成、制度整備、農業開発などの支援を行う方針です。特に都市部と地方部の格差の課題は、貧困層や社会的弱者が直接恩恵を受けられるように、地方部の主要産業である農業分野や保健医療を中心に支援を行うこととしております。外務省からは以上です。続いて、JICAから回答をお願いします。

- 登坂 JICA 東・中央アジア部コーカサス課課長 JICA 東・中央アジア部の登坂でございます。よろしく申し上げます。道傳委員から、「日本の先進技術が活用される支援は日本ならではの支援と理解されるが、医療・保健分野での支援では中国にどのような実績があり、日本にはどのような比較優位性があるのか」という御質問をいただきました。

私どもが調べたところでは、中国はウズベキスタンの保健医療分野において、心臓外科や東洋医科に対するセミナーの開催、また、製薬ビジネスの合弁企業の設立支援等を行っていると承知しております。

日本は1990年代からウズベキスタンに対して無償資金協力を通じた医療機材の供与等の実績があり、品質の高さ、耐久性においては比較優位があり、先方政府からも高く評価されています。本件においても、国内調達によって第三国製の安価な機材が入ることは医療サービス、医学教育の質を担保する上で望ましくないとして、日本の高品質な機材を調達することへの期待がウズベキスタン政府から表明されています。

- 続きまして、同じく道傳委員から、「保健医療サービスの向上や医療人材の育成は、日本が掲げてきた「人間の安全保障」にも資する支援であると考えられ、案件の説明でも言及されれば一層理解が深まると考えるがいかがか」という御質問を頂戴しました。

当地域はウズベキスタン国内でも保健医療サービスの提供や医療人材の育成の対応が遅れており、保健指標も改善の余地が大きいことから、御指摘のとおり「人間の安全保障」の観点からも特に支援意義が認められる地域です。今後、本計画の説明にあたっては、その観点からもより丁寧に説明してまいりたいと考えます。

- 続きまして、岩城委員から「ウズベキスタンのナボイ州総合医療センターの機材の整備計画等、多くの類似医療機器無償供与は多くの国で行われているが、今回のNCD対策では、アラル海汚染による呼吸器系疾患、腎機能障害等、特徴があるように思えるが、この点で、今回の案件で特に注意している機材の内容等があればお願いしたい」との御質問を頂戴しました。

今回要請されている中で、CT、MRI、X線装置等、一般的な診断機器を一部予定しておりますが、これらの機器は呼吸器、腎臓疾患の診断にも多用されるため、機材の整備ニーズが高いと考えております。そのほか、気管支内視鏡、人工透析装置等、

呼吸器、腎臓疾患の診断・治療に用いる機材の要否については、今後協力準備調査の中で必要性の有無について改めて確認を行っていきたいと考えます。

- 続きまして、高橋委員から、「供与される機材の内容にMRIやCT、X線撮影装置などが含まれているが、それらを適切な診療につなげるためには、画像を読み込める経験ある医師の配備だけでなく、診療放射線技師などの専門技術を持つ医療スタッフの配備も不可欠ではないか、包括的な医療人材育成のための計画内容について教えていただきたい」という御質問でした。

今回の対象となっておりますヌクス教育病院は、今回、開院に当たって、医師、看護師、一般エンジニアのほか、放射線技師、IT技術者、工学技士などを配置する予定となっております。これらの人員の中には首都タシケント及び海外の医科大学・病院で研修を受けたスタッフも含まれる予定で、そういったスタッフを対象に病院内で継続的に人材育成を進めていくことが計画されております。

- 続きまして、同じく高橋委員から、「対象病院で供与された機材を使って研修を受けた学生が卒業後も同地域にとどまる保証はあるのか」という点と、「若手医師に地域病院でインターンを行う義務を課するなど、地域医療レベル維持のための特別な政策はあるのか」という御質問をいただきました。

現在、カラカルパクスタン自治区で働く約3,800人の医師のうち3,000人以上がヌクス教育大学の出身です。対象病院で育成される医師も、引き続き地域の医療教育病院で優先的に再研修を受ける機会が得られる形になっており、本病院の機能を強化することは域内に留まるインセンティブを高めるものと考えます。二点目ですが、ヌクス教育大学の学生は原則として全員が域内の医療施設での就労を体験し、地域特有の課題への知見を身につけるインターンシップに携わります。また、卒業後も域内の指定の病院で3年間働くことを条件とする奨学金制度も設けられており、こういった施策を通じて卒業後の地域への定着を図っております。

- 続きまして、「対象病院の運営・維持管理計画の内容について、現時点でわかっている範囲で教えていただきたい」という御質問を頂戴しました。

ヌクス教育病院の開業に当たって、医療機材メンテナンスを担う専任の技師2名を雇上予定です。また、この教育病院のスタッフを本年のJICAの課題別研修「医療機材管理・保守」に受け入れるなどの維持管理面の強化に向けて既に取り組みを始めています。

- 続きまして、「本案件は一般競争入札で行うのか、医療機材の現地代理店の状況・メンテナンス体制を確認することは必要だが、その結果、スペックが縛られ、実質的に入札が難しくなることはないか、専門家派遣と機材投入を組み合わせた技術協力プロジェクトなどの方式は検討されたか」という御質問をいただきました。

まず1点目ですが、無償資金協力は一般競争入札を原則としておりまして、今回も一般競争入札で実施する考えです。2点目で、2016年にE/N締結をしました無償

資金協力のナボイ州の医療センターの医療機材整備計画では、供与機材の8割程度で日本製機材が調達され、これらの機材は現地の代理店を通じた一定のメンテナンス体制がまさに既往の無償資金協力において一定程度整えられたのではないかと確認しております。そのため、今回も一般競争入札を予定しておりますが、入札は特段問題なく成り立つのではないかと考えております。

他方、機材のメンテナンス体制は引き続き十分なものを確保していく必要があります。さらなるメンテナンスサービスの向上、競争性の担保を図るため、改めて現地代理店の状況、メンテナンス体制の確認を行ってまいりたいと考えます。そういった状況でございまして、現時点においてはメンテナンス体制の強化といった観点からの技術協力プロジェクトの必要性は低いものと考えております。

- 続きまして、「カラカルパクスタン地域ではウズベキスタン全域と比較し特徴的な健康問題として呼吸器系の疾患や貧血、腎疾患の存在が挙げられる。また、非感染性疾患に関連する行動要因として過度の飲酒、喫煙、不健康な食事、身体活動量の不足などが指摘されている。高度医療の整備の一方で「乾燥地の農地化」による貧困への対策が必要と思われるが、どのような取り組みがなされているか」という御質問と、「母子保健のみならず乳がんなど女性特有の疾病に対する医療アクセスの遅れには、医療機材の不備のみならず、貧困や文化的背景から来る家庭での病気に対する認識の遅れなどの要因はないのか。同地域では予防医療の観点から健康教育に力を入れてきたと聞いているが、女性の医療従事者の育成など、女性に焦点を当てたアフターマティブな対策も必要であろう。ジェンダー分類は「G I」でよいが、ぜひ積極的な検討をお願いしたい」という御質問をいただきました。

JICAからは二点目の御質問を回答させていただいて、その後、外務省に御回答いただきます。まず、母子保健の貧困や文化的背景から来る家庭での病気に対する認識の遅れなどの要因はまさにあると認識しております。ヌクス教育大学においては、域内の医療施設において母子保健の改善のための女性への啓発活動を推進する取り組みが行われていることを確認しております。また、今後、母子保健のみならず非感染性疾患等においても女性にフォーカスした課題や取り得る対策はあるか、改めて検討してまいりたいと考えます。

- 植田国別開発協力第二課首席事務官 このカラカルパクスタン地域での貧困対策に関して、ちょうど今月の2日にE/N署名を行いました無償資金協力の案件がありますので、その点を御紹介させていただきます。UNDPとの連携による無償資金協力でございまして、「アラル海地域における健康、環境及び経済的不安に対する地域社会強靱化計画」という案件の実施が予定されており、実施期間は来年、2020年1月から2年間を予定しています。この計画では、カラカルパクスタンの中でも特に状況の厳しい地域におきまして、子宮がんウイルス検査機器等の医療機器の供与、保健施

設の整備を1点目の柱、2点目として、水の浄化装置や簡易発電装置等の供与による生活環境の改善、3つ目として、農機具等の供与や技術研修等によるコミュニティの貧困改善、4つ目、最後に、教育施設整備を通じた教育環境の改善が図られるというコンポーネントとなっております。

この協力により、約5万人の女性が子宮がん検診を受けることができ、約1万5千人の保健医療施設へのアクセスが改善されることが期待されます。また、約5千人が水・電気へのアクセスを得ることができ、約1,200人の児童の教育環境が改善することが見込まれております。

- 登坂コーカサス課課長 続きまして、田辺委員から「ナボイ州総合医療センター医療機材整備計画で生じている維持管理の問題を具体的に教えていただきたい。また、本事業で同様の問題が生じないことをどのように担保するのか」という御質問です。

まず、ウズベキスタン国内には諸外国から無償で供与された機材を用いた医療サービス提供において、有料診療を認めない、すなわち、病院側が診療費を徴収しないという法令があります。そのため、ナボイ州医療センターの案件においても、病院の自助努力だけでは維持管理費の確保が難しいという、これがまさに課題でございました。これに対して、各病院は地方政府に対して個別に予算措置を要求し、消耗品の購入や修理を行ってくるという状況で、本案件についても、維持管理に必要な予算を調査で確認し、従前の予算措置を事前に政府側に求めることで確実な維持管理費の充当を図る方針です。

また、病院側の要望も踏まえて、無償で供与された機材についても、ドナー側の許可を得て、診療費の徴収を例外的に認めることができるよう、国内ルールの変更の検討を政府側に相談する予定としております。それにより、病院での診療報酬を財源とした自律的な維持管理費の確保が可能になることが期待されます。

さらにナボイ州医療センターでは、機材供与後に国別研修、「医療機材管理・保守」や課題別研修「病院経営」を通じて同病院のスタッフの能力強化を図った結果、必要な日常的メンテナンスを行う体制が整備されてきております。本案件についても、同様の研修を通じて病院スタッフの意識の向上を図ることでメンテナンス体制の確立を図っていく方針です。

- 最後に、西田委員から「対ウズベキスタン共和国事業展開計画」によると、保健医療分野においては「各種スキームを組み合わせ相乗効果の高い支援を行う」とあるが、案件概要書では「人材育成奨学計画」（無償）との連携などが記載されており、保健改革プログラムにおける相乗効果の向上に向けて本案件をどのように構想されているかという御質問がありました。

2019年から継続して国別研修「医療機材保守・管理」を実施する予定であり、当病院からも参加者を募ることで無償資金協力で供与する機材の継続的な使用、適切な

保守管理が行われるように図ってまいりたいと考えております。また、無償資金協力の「人材育成奨学計画」(JDS)では、保健セクターに関する研修医の枠を年2名という形で設けており、まさに今回の対象地域及び対象病院からの応募者についても勧奨してまいりたいと考えております。さらに、同地域で子供の栄養や非感染性疾患対策を推進するボランティアの派遣も検討しており、そういった形で保健セクターにおけるハード、ソフトといった形でプログラムとしての相乗効果を図ってまいる考えです。

- 小川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明者からの説明に対して、追加で御質問、御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。高橋委員、お願いします。

- 高橋委員 御説明ありがとうございました。細かいテクニカルな質問は色々と答えていただけたので大体理解はできたと思いますが、運営・維持管理について、ちょっとわからなかったといいますか、もし聞き落としていたら申し訳ないのですが、確認させていただきたいのですが、これは地方政府に基本的には任せていく形になるのでしょうか。特にこの地域はいわゆる貧困地域となった場合に、果たしてそれだけの予算措置を地方政府にできる保証があるのかがよくわからず、供与した機材でのいわゆる診療報酬とといいますか、それを取ることは認めないことを変えていくと仰ったように思いますが、それは結果として、やはり地域の住民に対する貧困化につながる可能性はあるのではないかと思います。そこら辺を少し、聞き逃してしまったところもあると思うので、改めて御説明いただけるとありがたいと思います。

- 登坂コーカサス課課長 まず、基本的には中央政府から地方政府に対して予算配賦がなされて、その予算措置に基づいて運営・維持管理に必要な予算を各病院で拠出していくことがまず基本的な対応として求められ、そこは今、計画どおりの予算配賦が十分に行われていないところもございまして、まずはそのフォローをします。さらに、そもそものボトルネックとして、無償資金で調達された機材を使った診療行為については、いわゆる診療費を徴収することができないという、今のウズベキスタンのルールになっておりますが、他方、全体のサステナビリティから考えますと、当然ながら、診療報酬が取れなければ必要な試薬等、物も調達が十分にできないことも懸念されますので、そこについては制度を改善していく考えです。ただ、先ほど委員から御指摘のあった貧困という観点からは当然、ボーダーラインとして一定の貧困層に対しては医療費は免除するというルールになっており、そこは基本的には残るので、あくまで支払うべきとルール上されている方から適切な診療報酬を取ることで必要最低限の運営・維持管理予算を確保していくことが計画されております。今、申し上げました無

償資金協力に入れた機材を使った診療行為に対する診療費の徴収はまだ制度改善途上
でございます。今後、恐らく遠くない将来に法制度化される予定ということはウズ
ベキスタン政府から確認はしております。

- 小川座長 よろしいでしょうか。道傳委員、お願いします。
- 道傳委員 質問ではなく、1点だけ補足でございますけれども、御説明を伺って大変
よくわかりました。外務省の御担当の御説明では「人間の安全保障」についての言及
もいただきましたので、当然、二国間関係の強化であったり「自由で開かれたインド
太平洋」もとても大事なことではあるのですが、あわせて「人間の安全保障」という
日本の指針を盛り込んだ御説明をしていただくと、文字として読んだり、御説明を伺
うときにも、とてもわかりやすいと感じますので、引き続きよろしくお願いします。

(3)ジブチ「海上保安能力向上計画準備調査」 (無償)

- 小川座長 それでは、3番目の案件であります、ジブチ「海上保安能力向上計画準備
調査準備調査」、プロジェクト形成(無償)について、説明者から外交的意義の説明
及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。
- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 外務省国別開発協力第三課長の黒宮と申します。
本件の事業は、ジブチ沿岸警備隊に対して巡視艇の建造及び浮棧橋の整備を実施する
ことで、ジブチの海上保安能力の向上を図り、もって同国の海域の治安維持に寄与す
るものです。外交的な意義は、申し上げるまでもなく、ジブチは海上交通路の要衝に
位置していて、我が国の自衛隊も海賊対処の拠点を置いており、「自由で開かれたイ
ンド太平洋(F O I P)」を推進する上でのパートナーとして重要な国です。
本計画は、本年のT I C A D 7でも我が国が表明しましたが、アフリカにおけるブル
ーエコノミーの発展に対する支援を具体化するものです。また、ジブチ周辺海域の海
上安全の確保に貢献することは、日本関係船舶を含む船舶の安全な航行確保の観点か
ら重要と考えております。
本計画の具体的な位置づけとしては、ジブチの周辺海域は海上交通の要衝であるこ
とは先ほど申し上げましたが、この海域ではまだ海賊被害や密航という色々な問題が
生じております。最近では海賊の被害の件数は減少傾向にありますが、まだアデン湾
の紅海側の入り口であるバブ・エル・マンデブ海峡を中心に密航が年間約30件から
40件発生しているほか、海難事故や、密輸・密漁、不法投棄による海洋汚染等が発
生しており、この海域における哨戒の重要性は非常に高いと考えます。ジブチ政府も

国家開発計画の中で保安機能強化の必要性を掲げており、ジブチ沿岸警備隊も同海峡付近を重点海域として哨戒体制の強化を目指しております。他方、ジブチ沿岸警備隊が現在保有する船舶では季節風の吹くハムシン季の安定的な哨戒活動を行うことが非常に難しく、連続航海時間が限定的であるので、年間を通じて遠洋海域で安定的に運航可能な巡視艇の整備が喫緊の課題となっています。この計画は、こうした海上保安上の課題に対応するジブチ沿岸警備隊の能力強化を支援するものです。

- 続きまして、各委員からいただきました質問・コメントへの回答に移らせていただきます。まず、道傳委員からの中国の支援、投資の受けとめについての質問です。中国は、申し上げるまでもなく、近年、積極的なアフリカ外交を推進しており、ジブチにおいてもインフラ分野等で支援や投資を実施していると承知しております。我が国としては、アフリカを含めて世界の膨大なインフラ需要に効果的に応えていくことは重要な課題であると考えます。一方、対象国の持続的な発展に貢献するには、開放性、透明性、経済性や債務持続可能性を始めとする国際スタンダードとの適合性の確保が不可欠と考えます。この観点から、ジブチにおける中国による支援や投資も本年6月のG20大阪サミットの際に中国も含めて合意した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の国際スタンダードに適合した形で行われるべきと考えます。
- 道傳委員からの2点目の質問で、「今後、本件支援が「平和と安定の確保」に具体的にどのように貢献するのか」という点につきましてお答え申し上げます。我が国は、自由で開かれたインド太平洋の実現のための三本柱の一つとして「平和と安定の確保」を掲げており、その具体的な取り組みとして海上法執行能力の強化を通じた海洋の安定確保を挙げております。本計画は、ハムシン季の時期や遠洋海域での哨戒活動を安定的に実施することを可能とする巡視艇の整備を通じて、諸課題に対応するジブチ沿岸警備隊の海上法執行能力強化に貢献するもので、これによってジブチ沿岸警備隊の哨戒活動が強化され、最終的には海洋の安定確保に寄与することが期待されます。
- 続きまして、高橋委員から、「ジブチをソマリア沖海賊対処の拠点としている国は日本のほかにどの国があるのか」という御質問につきまして、公開情報等によりますと、我が国以外に少なくともフランス、米国、イタリア及び中国の軍がジブチに拠点を有していると承知しております。
- 高橋委員からの二点目の御質問で、本案件が、どのようにブルーエコノミーの発展の具体化に資するのかという点につきまして、ブルーエコノミーというものは本来的には海とか湖とかの資源を持続可能な形で活用するための概念ですが、その前提として海洋安全保障というものが非常に重要であり。その観点から、我が国はTICAD7において、船舶機材の供与や海洋安全保障などの分野での人材育成を通じてブルーエコノミーの実現を支援する旨を表明しました。本計画は、巡視艇の整備を通じてジブチの海上保安能力の向上を図るもので、それを基礎として海洋の安定確保を通じたブ

ルーエコノミーの実現に寄与することが見込まれると考えております。

- 続いて、田辺委員から御質問のございました、「ジブチ沿岸警備隊と軍との関係性及び命令系統について、開発協力大綱上の原則である軍事的用途の回避をどのように担保するのか」という点についてお答え申し上げます。

ジブチ沿岸警備隊は、設備運輸省の管理下にある文民組織です。命令系統は、大統領、首相、設備運輸大臣の指示を受けて、沿岸警備隊長官が隊を指揮する形になっており、ジブチ国軍の指揮下にはありません。従って、ジブチ沿岸警備隊は設備運輸省の管理下にある文民組織であることから、我が国が供与する巡視艇が軍事的用途に使用されることはないと認識しております。また、ジブチの海上法執行能力強化を図るために、不法取引等の取締りを任務とするジブチ沿岸警備隊を支援することは海洋の安全確保に寄与するもので、このような海上法執行能力支援は開発協力大綱上のODAを軍事的用途に使用しないとの原則には本質的に抵触しないと認識しております。

さらに念のためであります。巡視船等の供与に当たり相手国と取り交わす文書の中で軍事目的に使用しないことを確認しているほか、事後のモニタリングも実施するなど適正性の確保に努めており、本案件においても、そのような形で進めていく考えです。外務省からお答えする質問は以上になります。

- 荒木 JICA アフリカ部 アフリカ第二課長 続きます。JICA アフリカ部の荒木でございます。最初に岩城委員から、「平成29年度案件のジブチへのパトロール艇供与案件は現在調達中と説明を受けたが、本件開発効果の数値に含まれているのか」という御質問をいただいています。また、「年間を通じて遠洋海域で安定的に運航可能な巡視艇整備が必要とのことであるが、今回の案件で目的が達成できるのか」という質問をいただいています。

案件概要書に記載の「期待される効果」のうち、現時点で検討している「渡航当たりの連続哨戒日数」及び「安全に航海可能な海象条件」は、本事業により30m級の大型の巡視艇を導入することで改善されるものであり、現在調達中の平成29年度の支援による効果とは全く関係なく含まれていません。他方、「重点海域への年間配備日数の増加」による海上保安体制の強化を検討する際には、この平成29年度の案件で供与予定のパトロール艇も含めた配備計画が検討されていくものと考えています。具体的な計画につきましては、本件協力準備調査を通じて実施機関と検討・確認する予定にしています。

また、年間を通じた遠洋海域での安定的な運航という目的は、今回の案件で達成するものと考えております。ただ、その後、違法行為の発生状況やそれらを取り巻く情勢変化等によって、さらに海上保安体制の強化が必要となる可能性はあると考えます。

- 次に、岩城委員から、「ハムシン季は強い季節風により航海が制限されるとのことだが、これまでの支援でどの程度考慮されていたのか」と御質問をいただいています。

前回、2014年度の20m級巡視艇の検討においても、ハムシン季の風況、波浪状況を考慮し、操船への影響や安全対策について検討を行い、特に沿岸警備隊の当時の運営・維持管理能力に見合う適正規模に沿った計画をしております。20m級の巡視艇ではハムシン季の期間中、例えば2.5m以上の波高がある等、特に気象状況が厳しいときには乗組員の負担が大きく、長時間の安定的な哨戒が困難になるため、厳しい条件下でも安定的な哨戒が可能な大型の巡視艇整備による沿岸警備隊の哨戒能力の強化が急務になっていると理解しております。

- 続きまして、西田委員から、ジブチ沿岸警備隊の体制、装備体系等について質問をいただいています。

ジブチ沿岸警備隊は、2019年2月時点で総員769名の人員、39隻という体制を整えております。ただ、その多くは12m以下の船舶であるため、バブ・エル・マンデブ海峡での哨戒が可能なのは20m級巡視艇3隻と37mのタグボートだけになります。ただ、タグボートでは十分な走力がないので、違法行為を発見しても追いかけることが難しく、20m級では波の高い同海域での長時間の任務は困難になります。

- 次に、「ジブチ沿岸警備隊は巡視艇の運営・維持管理に関する経験・実績を十分に有しており、技術・体制面での実施能力に特段の問題はないということが記載されているが、海上保安庁の専門家が下した評価なのか、また、本件概要書に書いてあるとおり、運用の前提条件が全く異なる中で体制の整備、運用技量の向上に向けた訓練なども必要であるのではないか」という御質問を西田委員から受けております。

ジブチ沿岸警備隊に対しては、2013年より海上保安庁の協力を得て技術協力プロジェクトを実施しております。これまでの協力活動等を通じて巡視艇の運航や維持管理能力の向上がなされているため、本事業で新たに整備する30m級巡視艇の運航・維持管理についても対応可能と考えております。これについては海上保安庁の専門家とも同じ認識を有しております。

加えて、先般10月に開始した技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクトフェーズ3」においても、海上保安庁の協力を得て、30m級の巡視艇を用いた運航・維持管理に係る技術指導を行う予定であり、さらに確実かつ効果的・効率的な運用が行われるよう、十分に配慮していく所存です。

- 次に、田辺委員から、「教訓に書かれている過去の海上交通セクターにおける類似案件とはどの案件を指すのか」という御質問がありました。

これは、2008年度、ジブチ向けに実施した無償資金協力「タジュラ湾海上輸送力増強計画」を指しており、旅客用のフェリーを供与していますが、北部に位置するタジュラ湾の海上輸送能力向上のために設備運輸省を実施機関として支援したものです。

- 西田委員から、「他の機関がジブチ沿岸警備隊を支援しているとのことであるが、他の支援機関との連携は本当に必要ないのか」という御質問をいただいています。

沿岸警備隊能力強化への支援は、アメリカ、サウジアラビアを初め、さまざまな機関

からポート等を供与されているのですが、現時点で明示的な連携体制を組んでいる状況ではありませんが、随時、情報交換等を行って、支援の重複がないよう、確認・協力しつつ進めていく所存です。以上、回答とさせていただきます。

○ 小川座長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加で御質問、御意見がありましたらお願いいたします。西田委員、お願いします。

○ 西田委員 御説明ありがとうございました。私の質問の、30m級の運用に対して問題がないと、海上保安庁の認識でもあるということですが、にわかに10年で、それまで12m級の運用実績しか持っていなかった小さな部隊が波の高い海峡で十分なオペレーションが本当にできるのですか。私も一般的に考えても非常に理解しにくいところではありますが、ただ、海上保安庁の専門家もそれで十分できるのですという、取締りも含めてジブチ沿岸警備隊がそれだけの能力を持っているのですということであればいいのですけれども、私にとっては驚きです。かつ、これから30m級の船の運用に対する支援も別途実施する御予定というお話であったので、それであればそういったことも別の事業でその予定があるといったことを含められた方が、物をあげて終わりではありませんというのが案件から見えていいのかなと思いますので御検討いただければと思います。

今回、装備についてはどのようなものを巡視船と一緒に提供される予定ですか。つまり、機銃であったり、射撃統制システムであったり、レーダーであったり、赤外線の監視システムであったり、そういった保安能力の向上に向けて重要な機器があると思うのですけれども、ここら辺はどういった形で提供する、あるいは我が国の法律との関係で提供できないものもある場合は、そこはどういうふうに調達し、使用についてはどういうふうに現地のジブチ沿岸警備隊は訓練ないし保有を行う予定かを教えていただければと思います。

○ 荒木アフリカ第二課長 最初の御質問について、お答えいたします。少し説明が不足していたところもあるのですが、ジブチ沿岸警備隊については2013年から海上保安庁と協力して技術協プロジェクトを実施しております。フェーズ1を3年、その後、さらにフェーズ2で3年、そして、今年10月から5年の技術協力をする予定です。これまで彼らに対して訓練、運用・維持管理を重ねてきていますので、相当な能力が彼らについているということは海上保安庁の専門家の方も仰っています。そういう方々の御意見をもとに、今回、30m級の運用をしても、こちらで訓練することによって維持管理は可能であろうと思っています。今年10月から新しいフェーズを始めましたが、その中でも運航、維持管理の訓練を続けていきます。それによって、我々が

巡視艇を供与した後もしっかりと彼らが運用・維持管理、運航できるようにしていく計画です。

- 黒宮国別開発協力第三課長 装備に関しまして、恐らくまずは武器的なものということかとは思いますが、具体的な供与内容とか仕様はこれからある程度調査でという部分もありますが、少なくとも現時点で言えることは、我が国が本件供与時点において、いわゆる武器が搭載されることは想定しておりませんので、そういうものを供与することはありません。先ほど仰られた、例えばレーダーとか、そういうものに関しては、今後、先方と話し合いながらということにはなるのですが、先ほど申し上げたような形、いわゆる武器とみなされるようなものに関しては、我が方からは供与しない点は明確です。
- 西田委員 ありがとうございます。参考までに、20m級のときはこういった形の装備提供をされたのか、教えていただけますか。
- 荒木アフリカ第二課長 詳細については少し確認する必要があるのですが、少なくとも我が方から先方に対して機銃等を設置して供与したということはございません。
- 西田委員 わかりました。
- 小川座長 高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 ありがとうございます。私の質問の中でブルーエコノミーについて言及させていただいたのは、要はテロはあるかもしれませんが、海賊とかいわゆる密漁とかをやるのは恐らく地域の漁民とかも中にはいるのだらうと思うのです。要は、それに対してどういうふうに日本は取り組むのかというのが、いわゆる包括的な観点からの平和構築とか、包括的な観点からの安全保障であると私は思っていたのです。特にこのブルーエコノミー、地域の人たちが漁業をもっときちんとした、いわゆる生計を立てていくことを支援することによって、結果として海賊なり密漁なりを少なくしていくというロジックのところをきちんとやるほうが大事であると思っており、かつて、そういう海賊対策の同様の案件の中でもそのような議論をしたことがある覚えがあります。案件ベースで検討してしまうと、この巡視船艇をどうだこうだということの一方の話ばかりをしてしまうが、やはり包括的な観点から日本はこういうふうに取り組むという見取り図なりがあって、その中でこれはこういう位置づけですという説明をした方がいいですし、日本の国民にも理解してもらえるように思うのですが、それに対する言及が案件概要書の中に少ないので、そこら辺のお考えがどうだったのかをお

聞きしなかったということです。

- 黒宮国別開発協力第三課長 確かに、これは巡視艇の供与というところに絞った形になっていますが、仰るとおり、あくまでブルーエコノミーというものは経済の話になりますので、最終的には水産資源などを活用して、アフリカの人たちが経済的に発展していく、そういうところが究極的な目的になっていて、その前提として、まず安全ですとか密漁ですとか、そういうところがないとそういう形に進んでいけないということもある、そういう全体の中で本件は位置づけておりますので、そういう点については今後ともきちんとして説明していくようにしたいと考えております。
- 高橋委員 要は、私は案件概要書の書き様だと思っていて、やはりODA案件であるならば、その地域の人たちの住民が、国というものがあるのだと思っても、国にしても地域住民にしても、その人たちの安全をどういうふうに確保していくのかというところの視点を抜いてはいけないのだろうと思っていて、この案件概要書ですと、どうも、やはり日本のとか、そこを航行する人たちのという視点ばかりが前面に出ている感じがしてしまうので、やはりそのバランスはちょっと考えていただきたいということです。そこら辺がもっと見える形にしていきたいということです。
- 小川座長 今の高橋委員の御意見について、よろしいでしょうか。
- 黒宮国別開発協力第三課長 はい。その点は承って、今後努めるようにいたします。
- 小川座長 お願いいたします。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で3つの案件が終わりました。
その他ということで、本会議にかけの議題の選定に当たりまして、今回、お二人の委員から類似の御意見がありました。それを受けて、改めて事務局から御説明をお願いしたいと思います。
- 花田外務省開発協力総括課長 開発協力総括課長の花田と申します。今般、道傳委員及び西田委員よりいただいております、地域バランスをとる観点から同一グループから過半数の案件は取り上げず、次点以下の案件を繰り上げるとの規定に対し、重要性が高いと認識する案件を対象とすべきではないかとの御意見を賜っていることについて回答を申し上げます。
まず、本会議の開催要領におきましては、確かに地域バランスをとるため、対象国を3つの地域グループに分けて、同一グループから過半数の案件は取り上げないということとされております。今回のスコア順位はミャンマー、ジブチ、ミクロネシアの順

であったものの、ミャンマーとミクロネシアが同一グループであったため、次点のウズベキスタンの案件を取り上げることとさせていただきますが、これに対して、御指摘のように、委員の関心の高い案件を対象とすべきではないかという問題提起があったと受けとめております。

他方で、今回、ウズベキスタンに関心の高い委員もおられましたこと、それに加え、次点との差もそこまで大きくなかったため、今回におきましては規定どおりの対応をとらせていただきました。

ただ、追加で申し上げさせていただきますと、開催要領の中では、外務省または委員の側から提案のあった議題についても対象とすると書かれておりますので、必ずしも同一グループから取り上げないというわけではございません。今、私が引用させていただいた規定も踏まえて、委員の御要望になるべく柔軟にお答えできるように対応していくよう努めてまいりたいと思っております。

今回はご提起いただいたタイミングが少し遅かったために、案件を追加ないし変更することが事務局として、誠に申し訳ございませんが、難しい面がございました。例えば今後、スコア付けの時点ですとか議題決定の通知の時点で、どの案件を取り上げるかということについてもコメントいただければ、なるべく真摯に対応させていただきたいと思っております。

それに加えまして、この会議そのものは時間が限られてしまって、議題以外の案件をこの会議の場で取り扱うことは難しい側面があるのは事実でありますけれども、今回の案件リストに挙がっている全ての案件について、何か質問事項等がございましたらば追加で個別にメールでお答えさせていただいているところでありますし、今後も引き続き、そのようにも対応するように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 小川座長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、問題提起された委員の方、何かありますか。道傳委員、どうぞ。
- 道傳委員 そうしますと、今後、スコアづけをするときに、委員の中から関心が高い案件があった場合に、それもまた議題とするということであるとすると、例えば今日の場合は3件、討議をさせていただきましたけれども、そこへ加えて、この場で議題としていただけるのか。それとも、以前御提案をいただいたように、何かメールベースで個人の委員の関心に応える形での回答ということになるのでしょうか。
- 花田開発協力総括課長 その点については、要は同一グループから過半数の案件を取り上げないということを経科玉条のようにするというのではなくて、案件数には時間の都合上、申し訳ないのですが限りがございますので、案件数をどんどん増やして

いけるということでは必ずしもございませんが、早目に御関心をいただければ、ほかの委員の皆様の御関心事項とも総合的に勘案させていただいて、必ずしも同一案件だからグループから過半数の案件は取り上げないということではなくて、そこは勘案させていただきます。他方で、やはりどうしても時間の都合上、取り上げられない議題について、会議の場では取り上げないものは生じていきますが、そこら辺についても従来どおり、個別に質問等をいただければ可能な限りメール等でも回答を差し上げていきたいと考えております。

- 道傳委員 ありがとうございます。今ので大変よくわかりました。私が心配をしまったのが、どうしてもインド太平洋構想であったり、あるいは日本とASEANとか中国といった面で地域を捉えたときに、今後も恐らくASEANと島嶼国が競合するような形でこのリストの中に入ってくるというときに、そのどちらかという、とても選びかねることはたくさんあって、私などはスコアづけをするときに、お気づきの方はおありかもしれないですけども、それをある程度織り込んで傾斜をつけた配分をしたりするのです。ですから、そういう苦渋の選択というよりは、そこに上がってきているということは恐らく日本のそのときの外交にとっても重要な案件が上がってきていると思いますので、ちょっともったいないなという気持ちからでございました。
- 小川座長 よろしいでしょうか。今の件で、解決になるかどうか、わからないのですが、3件選んでいるとどうしても同じ地域から2つは選べないという、例えば4件にしておくと、時間の問題があるのでどうするかというのはありますが、4件だと2件までは同じグループから入れられるということで、以前はそうだったような気がするのですが、そのあたりもちょっと、時間的に4件が厳しいとなれば難しいのかもしれませんが、今後御検討いただければと思います。
- 花田開発協力総括課長 そこも含めて、柔軟に対応させていただきたいと思っております。過去のプラクティスとしては、10件以上あった場合には、それに相応して取り扱う案件数は4件、10件未満であると3件でしたが、これは多角的な観点から御意見をいただくという趣旨でも地域的なバランスは、ある程度、必要なものと思っておりますが、個々の委員の方々の御関心であるとか、外交上の重要性も勘案しながら柔軟に対応させていただきたいと考えております。
- 小川座長 高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 かつて取り上げられない案件でも委員が関心があったら、それについて質問なりコメントなりを書面で出すことはできていたと思うので、それは引き続き、そ

れでオーケーということで、それに対する回答も何かの形で、会議の場では時間の限りがあるからできないにしても、何か書面の形でそれを例えば議事録の補足資料みたいな形でつけていただくようなことは可能なのでしょうか。ちょっと確認ですが。

○ 花田開発協力総括課長 なるべく真摯に対応できるように、ケース・バイ・ケースで考えさせていただきたいと思います。他方で、心苦しいですが、準備の都合ですとかタイミング等も事務的な話としてはございますので、その点も含めてケース・バイ・ケースでなるべく善処できるようにしていきたいと思っております。

○ 小川座長 よろしいでしょうか。それでは、もう一つ、その他で2番目に、高橋委員からも会議の議論のあり方について御提案をいただいています。高橋委員から御趣旨を御説明いただければと思います。

○ 高橋委員 これは議論のやり方といいますか、これまでの適正会議の議論の方法は、案件概要書を読んで、委員の方で質問なりコメントなりを出して、それに対してお答えいただくという形です。今日もジブチの案件やミャンマーの案件もそうですが、少しきな臭いという言い方は変ですが、ちょっと微妙な案件みたいなものが出てきたときに、やはりJICAや外務省にしても、これはどういうふうに扱っていくべきなのか、少し不安に思いながら、どういうふうにこの案件をきちんと住民・国民に説明していくべきなのだろうかという観点の中でいろいろ検討されているのではないかと、勝手な憶測なのですが、思うわけです。そうすると、やはりそういった問題意識、むしろ外務省やJICAが持っている案件に伴って出てくる問題意識をいわゆる前広にといいますか、積極的にむしろこういう議題に載せて、これについて委員の先生方はどういうふうにお考えになるか、それはそれぞれマスコミであったり、学識者であったり、例えばNGOであったりというところからどういう反応があるかみたいなことの議論があってもいいのではないかと、そういういわゆる議題の持ち方もあってもいいのではないかと思ったものですから。そうでないと、委員が気づかなければ、そこら辺の問題がいわゆる、そのままスルーされてしまうこともあるので、むしろ委員が気づかないことが意外と多かたりするかもしれませんので、JICAや外務省から問題意識を述べていただくやり方もあるのかなと。

これまで案件概要書の中で、過去の類似案件の教訓と本計画への運用というあたりは、多分それに近い想定をするような箇所だと思いますが、これまで長くやってきて、少しおざなりという言い方をすると申し訳ないのですが、ちょっと形式張った感じがしないでもないで、もう少し一つ一つの案件に真摯に向き合っていたいただいていると思うので、そこら辺の懸念点を書き足していただくような案件概要書の書きぶりもあるかなと思ったものですから、ここでちょっと御提案させていただいた次第です。

- 小川座長 いかがでしょうか。

- 桑原外務省国際協力局審議官 では、私からお答えさせていただきます。議論を活性化した方がいいのではないかという肯定的な提案に、非常に感謝申し上げます。今後、そのような意見をいただけるとすれば色々と検討させていただきたいとは思いますが、同時に私どもといたしましては、この会議の役割を大事に思っております。先生方が気づかなければというところはあるのですが、本当は気づいていただきたいというのが私たちの思いでございます。P D C Aという意味では、Pの最初の部分で我々が気づいていないようなトラブルがもしあれば、ここで正していただきたいというのが趣旨でもありますので、今後は、折角いただいた意見でございますので、検討させていただきたいと思っておりますが、私たちの思いとしては、ここで我々が気づかないところを是非気づいていただきたいところでございます。

- 高橋委員 もちろん、そのとおりです。ですから、今までのやり方を全くなくしてしまっただけに逆にならぬという話ではないのであって、これまでのやり方はやりつつも、そちらからの問題意識というものが案件の上に乗せて出させていただいてもいいのではないかと、今日も環境ガイドラインの見直しの議論がありました。環境ガイドラインは私もいいものをつくったつもりではありますけれども、それをどういうふうに運用するのか、どういうふうに使っていくのかということによって、同じ切れる包丁であっても全然うまく調理ができなかったりということもあり得ますから、やはり使う側のあり方を、これはずっと環境ガイドラインの見直しするときでも議論してきたことなのです。そのあたりが今後、ますます非常に際どい案件みたいなものが増えてくれば、外務省やJ I C Aが悩むことも多くなるのだらうと思っておりますので、そのあたりを一緒に議論できればいいかなと思った次第です。

- 小川座長 よろしいでしょうか。それでは、以上で本日予定した議題が終わります。事務局から連絡事項について御発言をお願いしたいと思います。

- 事務局 次回の会議は、申し合わせどおり、明年2月25日火曜日に開催予定です。よろしく願いいたします。

- 小川座長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第48回「開発協力適正会議」を終わりたいと思っております。本日は御出席いただきまして、どうもありがとうございました。